番号	項目	質問	回答
1	メーカーとしての申請	弊社はメーカーですので商品は代理店を経由して販売店(岡山市内)に販売しておりますが、その場合はどのようにしたらいいのでしょうか?	
2	委任状について	東京の本社と高松市の営業所があり、高松営業所が「窓口」「申請書提出」「ヒヤリング」を行います。委任状が必要なものを教えてください。	提案事業者(契約相手方)が本社なのか営業所なのかで提出書類が異なります。 提案事業者(契約相手方)が本社であり、本委託業務の一部を営業所にて行う場合は、様式第4号「下請業者の概要」をご提出ください。この場合、質問1に対する回答のとおり、下請業者が委託業務の全て又は主たる部分を行うことは出来ませんのでご注意ください。 提案事業者(契約相手方)が営業所の場合は、「別表有資格者名簿に搭載されている者と同等であることの認定を受けるための書類2使用印鑑届又は委任状(兼使用印鑑届)」をご提出ください。